

第 18 回 非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ

2021 年 11 月 2 日（火）午後 3 時 00 分
日本証券業協会 第 1 ・ 2 会議室
（ 太 陽 生 命 日 本 橋 ビ ル 8 階 ）

議 案

- 規則改正案等について

以 上

資料1

非上場株式等の取引及び私募制度等 に関するWG(第18回資料)

意見照会結果とりまとめ

2021年11月2日
日本証券業協会

I . 特定投資家私募規則関係(規則案について)

I-1. 特定証券情報・発行者情報について

第18回会合規則案(修正案)	第17回会合規則案
(特定証券情報の提供又は公表) 第6条 取扱協会員は、当該店頭有価証券等に係る特定証券情報が提供又は公表される場合に限り、店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 2～4 (省略) 5(案1) 取扱協会員は、発行者に対して第2項から第4項までの規定について説明を行い、当該規定を遵守させるよう努めることとする。 又は 5(案2) 取扱協会員は、第2項から第4項に規定する特定証券情報の提供又は公表、作成及び訂正について発行者と約するものとする。	(発行者に対する開示の指導) 第6条 取扱協会員は、特定投資家向け取得勧誘等を行う店頭有価証券等の発行者に対し、この章の規定を遵守するよう指導を行わなければならない。 (特定証券情報及び発行者情報の内容) 第7条 特定証券情報及び発行者情報は、発行者において作成するものとし、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、それぞれ各号に掲げる様式を用いて作成するものとする。

【寄せられた意見】

- ◆ 新規則案において、「(発行者への開示の指導)取扱協会員は…発行者に対し…規定を遵守するよう指導を行わなければならない」との規定があるが、下記の観点から見直しを求めたい。
 - ・販売会社が運用会社を指導するとなると、販売会社の立場が強くなることで、運用会社の独立性が担保できなくなるおそれがある。
 - ・発行者情報においては、特定投資家私募により発行された有価証券を保有する特定投資家が存在する限り、永遠に指導の義務を負うことになってしまう。

ご指摘を踏まえ、特定証券情報・発行者情報の提供又は公表の各条第1項を上記のとおり修正したうえで、各条第5項に下記2案のどちらかを規定することとしたい(資料1-2の第6条、第7条)。

- ①「取扱協会員は、発行者に対して…規定について説明を行い、当該規定を遵守させるよう努めることとする」
- ②「取扱協会員は…特定証券情報の提供又は公表、作成及び訂正について発行者と約するものとする」

【その他、ご意見を踏まえた規則案の修正】

- ◆ 発行者情報の提供又は公表(別添規則案第6条)⇒計算期間が6カ月未満の投資信託の場合は6カ月ごとに作成することを明記。
 - ◆ 発行者情報の作成時期を「事業年度末日から6ヶ月以内」としていたが、外国有価証券については「事業年度末日から9ヶ月以内」と読み替えるように外国証券規則にて規定することとしたい。
- ※ その他、規則案に係る下記ご意見については、引き続き検討中。
- ・特定証券情報の更新頻度・訂正について
 - ・特定証券情報(投資信託受益証券)のファンド情報への添付書類は投資信託約款とのことであるが、外国投資信託受益証券については、投信法第58条に規定される外国投資信託の届出書面に代えられるか。

I-2. 外国籍投資信託の審査について

【寄せられた意見】

- ◆ 外国証券規則の選別基準(第16条、第17条)のうち、特定投資家に対して販売する投資信託であっても適合することが適当と考えられる基準については、適合していることの審査を行った方がいいのではないかと。
- ◆ 外国籍投信において、発行者が運用権限の相当部分を投資運用会社に委託しているのであれば、当該投資運用会社についても審査対象とすべきである。

- ◆ 国内投信については発行者審査の定めを置かず、外国籍投信のみ審査規定を置くこととしたい。
- ◆ 選別基準のうち、一部の項目(次頁参照)については、本制度においても基準に適合していることの審査をすることとしてはどうか。
- ◆ なお、発行者が運用権限を投資運用会社に委託している場合、発行者による委託先投資運用会社の管理態勢は所在する国又は地域の法令に則って行われていると考えられるため、販売会社は当該法令に基づいたものとなっているかを確認するものとする(外国証券規則第15条)。



《審査・確認事項》

- 選別基準のうち、特定投資家に販売する投資信託であっても適合することが適当と考えられる事項
- 所在国等の法令に基づき設立されており、投資者保護上の問題がないものであるか

◆ 外証規則第16条(選別基準)の下記項目のうち、以下の7項目について適用してはどうか。

選別基準	本制度への適用
最低純資産の額	×
保管場所の指定	○
国内における代理人の指定	×
裁判管轄権	×
代行協会員の設置	×
空売りの制限(投資信託受益証券のみの基準)	×
借入れの制限(投資信託受益証券のみの基準)	×
デリバティブ取引等の制限	×
信用リスクの管理	×
同一法人の株式の取得制限	○
自己証券の取得禁止(投資証券のみの基準)	○
価格の透明性の確保(投資信託受益証券のみの基準)	○※
不適切取引の禁止	○
経営者の変更	○
買取方法の明確性	○
投資者に対する開示	×
監査証明	×

※ 価格の透明性の確保については、全ての投資信託受益証券について求める。

I . 特定投資家私募規則関係(その他の論点)

I-3. 会社法の適用関係(譲渡制限)について

【前回会合にて寄せられた意見】

- ◆ 譲渡制限付株式を譲渡する場面について、会社法との関連性の整理が必要ではないか

○会社法上の規定

- ◆ 発行者は、譲渡制限株式の株主から、他者に株式を譲り渡したい旨の請求を受けた場合、株主総会(取締役会設置会社にあつては取締役会)の決議により、当該請求を承認するか否かを決定する(第139条など)
- ◆ 発行者は、上記請求を承認しない場合、自社で買い取るか、他の買取人を指定することが必要(第140条)

○特定投資家向け有価証券に関する規定

- ◆ 金商業者等は、「特定投資家向け有価証券」について、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、有価証券の売買等を行ってはならない(金商法40条の4)
- ◆ 一方、特定投資家私募で発行された株式であっても、当該株式の発行者に対して譲渡することは可能(金商法定義府令第11条の2第2項第2号ハ)



- ✓ 特定投資家向け有価証券であっても、売買にあたっては発行者に対して譲渡承認の請求を行うこととなる。
- ✓ 発行者は、当該請求を承認しない場合には、買い取るか他の買取人を指定する必要がある。

I -4. 種類株式の利用について①

- ◆ 日本におけるスタートアップ企業の資金調達において、近時は「種類株式」が積極的に利用されつつある。米国では以前よりこの傾向が顕著
- ◆ 日本における非上場株式に係る特定投資家私募制度の利用においても、「種類株式」の活用が想定されるが、その際には金商法上の諸規制にも留意する必要がある

日本	米国
➤ 特定投資家私募で普通株式を発行した場合、金商法上「同一の有価証券」である普通株式については少人数私募や適格機関投資家私募が利用できなくなるとともに、特定投資家向け有価証券として売買等の制限を受けることとなる ➤ このため、特定投資家私募では、法令上の「同一の有価証券」とならない種類株式を活用することが想定される ➤ 金商法上「同一の有価証券」か否かは、以下の事項について同一の内容であるかによる（定義府令第10条の2第1項） ①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株式の買受け、④議決権を行使することができる事項 →なお、会社法における異なる種類の株式であれば、金商法上も「同一の有価証券」とはみなされない（開示GL2-6） ➤ 日本のスタートアップ企業が発行する各ラウンドごとの種類株式の特徴は以下のとおり ・「剰余金の配当」「議決権」は同一であることが多い ・種類株式によってM&A時の清算などに差を設けるため、「残余財産の分配」の内容は異なることもある	➤ 法令等において日本における左記のような規制はない ➤ 普通株式や優先株式といったclassが存在し、class内の小区分としてseriesが存在 ➤ 各class/seriesの権利内容については、定款等に記載される 例：フェイスブック（上場前の2010年） 以下の3つのclassが存在 ・ Class A common stock（1株＝1議決権） ・ Class B common stock（1株＝10議決権） ・ Preferred stock（class B株式に転換可能） → “Preferred stock（優先株式）” 内に、シリーズA～シリーズEが存在。シリーズによって、優先残余財産分配の内容等が異なる

- ◆ 日本の場合、特定投資家私募と他の私募（少人数私募・適格機関投資家私募）を併用しようとする際には、特定投資家私募とその他の私募で発行する株式の種類を分けることが必要となる。

I ー4. 種類株式の利用について②

種類株式を活用する場合、以下のことが想定される。

- ◆ 種類株式を活用している場合、各種類株によって権利の内容が異なる
- ◆ また、一部の種類株主同士で株主間契約が締結されている可能性もある



(ご確認いただきたい事項)

- 特定投資家私募で発行される種類株式よりも、権利内容が優先される他の種類株式が存在している場合には、投資者保護の観点から、当該他の種類株式における重要な事項(議決権や配当、優先残余財産分配権の内容等)について説明することとする(新規則案第11条)。
- また、特定投資家私募で発行される種類株式の権利が不利に扱われる恐れのある株主間契約が他の種類株式について締結されている場合、当該株主間契約の内容について説明を義務付けることについてどう考えるか。

Ⅱ．店頭有価証券規則・株主コミュニティ規則関係

Ⅱ－１．店頭有価証券規則の改正案 (DDが可能な特定投資家に対する投資勧誘)

第17回WG資料2－1

(ご検討いただきたい事項)

- ◆ プロ成り個人も店頭規則第4条の2の対象に加えることについてどう考えるか。
- ◆ 新たにプロ成り個人を加える場合、追加で規定すべき事項はあるか。

【寄せられた意見】

- ◆ 年齢、資産規模のみならず、投資経験の中で金融リテラシーの中身を判断できる指標を加えれば、プロ成り個人投資家も追加してもよいと考える
- ◆ 投資家保護のための最低限の情報等の提供等を加重するのであれば反対。投資家がDDを通じて能動的に入手する第4条の2では、投資家毎に取得する情報に格差が生じることを許容している。一方、個人投資家を対象とした場合、どうしても情報の均一性、情報格差の縮小が求められがちであり、第4条の2には馴染まない。
- ◆ 本制度についてプロ成り個人にも裾野を広げるのであれば、投資者保護の観点も考えていく必要があるが、まずは本制度の活用が今後増えてきた段階でプロ成り個人を含めることのニーズも確認の上、検討を行うのがいいのではないか。

ご指摘を踏まえ、今回は規則改正を見送ることとし、今後、発行者や投資家からのニーズが確認できた際に、改めて本ワーキング・グループにおいて、必要な投資者保護策を含め検討することとする。

Ⅱ－２．株主コミュニティ規則の改正案 (有報提出会社等の株主コミュニティ銘柄への参加勧誘解禁)

第17回WG資料3－1(一部修正)

現状	規則改正案の内容
◆ 株主コミュニティへの参加勧誘は「会社のことをよく知っている」と外形的にみなすことができない会社関係者等以外の者には行うことができない ◆ 厳格な勧誘規制により、利用者が頭打ち	◆ 株主コミュニティ銘柄が有価証券報告書提出会社等を発行している場合は、外部監査が実施されていること、又は既に広く情報が開示されることで投資家が会社のことをよく知ることができる銘柄であることを踏まえ、幅広い投資者への株主コミュニティへの参加勧誘を可能とする(9条2項) ⇒ 店頭規則において、店頭取扱有価証券の2年間の譲渡制限の撤廃に係る規則改正を行うことと併せて、株主コミュニティ制度において、有報提出会社の株主コミュニティ参加勧誘を可能とすることで、店頭取扱有価証券のセカンダリー取引のさらなる活性化に繋がると想定される。

【寄せられた意見】

- ◆ 「参加勧誘」に「店頭取扱有価証券に該当する場合」を追加しても、投資者からみて有価証券報告書や外部監査等の一定のレベルのフィルターでディスクロージャーされていることが投資者保護につながり、参加を呼び込み、活性化の基本である流動性を図れると考える。
- ◆ 「よく知っている」と、「知ることができる」とは同義ではなく、特定投資家ではない一般投資家が有価証券報告書を見ることによって「よく知っている」状態となるとは言い難いため、慎重に検討すべき。

Ⅱ－２．株主コミュニティ規則の改正案 (有報提出会社等の株主コミュニティ銘柄への参加勧誘解禁)

当該論点については賛成・反対両論挙げられたため、
以下のように方向性を一部修正のうえ改正することは考えられるか。

《本改正の方向性》

「幅広い投資者への株主コミュニティへの参加勧誘を可能とする」のではなく、運営会員において株主コミュニティ銘柄の発行者と協議のうえ、株主コミュニティの組成のコンセプトを明確にし、そのコンセプトに応じて参加勧誘対象者の範囲を限定する等の対応を求めることとしてはどうか。

(参考) 非上場懇談会第5回事務局資料11－2

○店頭取扱有価証券の投資勧誘(店頭規則6条)

有価証券報告書等提出会社が発行する非上場株式等の募集等の取扱い等(プライマリー)に係る投資勧誘制度

現行制度：店頭規則6条の要件

対象協会員	勧誘範囲	外部監査	開示	金額制限	譲渡制限(※)
会員 特別会員	制限なし (一般投資家も対象)	必須	有価証券報告書又は 会社内容説明書等	—	2年間 (適格機関投資家への譲渡や 一部特例による譲渡は可能)

○店頭取扱有価証券の投資勧誘【店頭規則6条】(沿革)

- ・2003年3月、グリーンシート銘柄以外の転売制限付き店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等による投資勧誘の特例について整備
- ・本特例により、証券会社は一般投資家への店頭取扱有価証券の投資勧誘が可能となるが、本特例により取得した者(一般投資家を含む)は、2年間の譲渡制限(適格機関投資家への譲渡や一部特例による譲渡は可能)が課される
(グリーンシート銘柄以外の店頭取扱有価証券につき、転売を容易とすることについて投資者保護上の懸念があったため、同措置を講じている)

現状

- 取得後2年間の譲渡制限により、投資家の換金機会が奪われている(M&Aの際に譲渡できない等)
- 2年間の譲渡制限によって、セカンダリーとしての株主コミュニティ制度が活用されていない

Ⅲ. 参考条文

○ 外国証券に関する規則

(対象証券)

第15条 協会員が顧客(適格機関投資家を除く。)に対し勧誘(外国証券売出しを除く。)を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資者保護上問題がないことを当該協会員が確認したものでなければならない。

1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。

イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること。

ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること。

ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること。

ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。

2 募集の取扱い又は売出しに該当する場合、次条又は第17条に定める「選別基準」に適合しているものであること。

(外国投資信託受益証券の選別基準)

第16条 外国投資信託受益証券(オープン・エンド型に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。

1 最低純資産の額

イ 外国投資信託の純資産が1億円(外貨の円換算は、日本銀行が公表する基準外国為替相場又はこれに準ずるものによる。以下、本条及び次条において同じ。)以上のものであること。

ロ 管理会社(受益証券の発行者)の純資産が5,000万円以上であること。

2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

管理会社の代理人(管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。以下同じ。)が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第5号の代行協会員(外国投資信託証券(当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。))の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第21条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。)が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなるものであること。

5 代行協会の設置

代行協会が国内に設置されているものであること。

6 空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が純資産を超えるものでないこと。

7 借入れの制限

イ 外国不動産投資信託受益証券以外の外国投資信託受益証券については、純資産の10%を超えて借入れを行うものでないこと。
ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合はこの限りでない。

ロ 外国不動産投資信託受益証券については、資産運用等の必要から資金の借入れを行う場合には、投資信託財産の健全性に留意し行うものであること。

8 デリバティブ取引等の制限

外国投資信託受益証券(外国不動産投資信託受益証券を除く。次号において同じ。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券又は同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。))を含む。)をいう。以下同じ。)を行うものでないこと。

9 信用リスクの管理

外国投資信託受益証券については、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。以下同じ。)を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと。

10 同一法人の株式の取得制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の議決権(投信法第9条第1号に規定する議決権をいう。以下同じ。)の総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする(以下本条及び次条において同じ。))。

11 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるものについてはこの限りでない。

12 不適切取引の禁止

管理会社が自己又は外国投資信託受益証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。

13 経営者の変更

管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

14 買取方法の明確性

外国投資信託受益証券が設立された国において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

15 投資者に対する開示

外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない。

16 監査証明

外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

○会社法

(譲渡等の承認の決定等)

第139条 株式会社が第136条又は第137条第1項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 株式会社が、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者(以下この款において「譲渡等承認請求者」という。)に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(株式会社又は指定買取人による買取り)

第140条 株式会社が、第138条第1号ハ又は第2号ハの請求を受けた場合において、第136条又は第137条第1項の承認をしない旨の決定をしたときは、当該譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式(以下この款において「対象株式」という。)を買い取らなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 対象株式を買い取る旨

二 株式会社が買い取る対象株式の数(種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数)

2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3 譲渡等承認請求者は、前項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、当該譲渡等承認請求者以外の株主の全部が同項の株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、株式会社が、対象株式の全部又は一部を買い取る者(以下この款において「指定買取人」という。)を指定することができる。

5 前項の規定による指定は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

(同一種類の有価証券等)

第10条の2 令第1条の4第1号ロ、第2号ロ及びハ並びに第3号イ及びロ、第1条の5の2第2項第1号イ、第1条の7第2号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第1条の7の4第1号ロ、第2号ロ及びハ並びに第3号イ及びロ、第1条の8の2第1号イ並びに第1条の8の4第3号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一～三 (略)

四 新株予約権付社債券(会社法第249条第2号に掲げる新株予約権付社債券をいう。第13条の3第2項第1号において同じ。) 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式一株の発行価額並びに株式に係る剰余金の配当、残余財産の分配、株式の買受け及び議決権を行使することができる事項(以下この項において「株式に係る剰余金の配当等」という。)の内容

五～八 (略)

九 株券 株式に係る剰余金の配当等の内容

十 新株予約権証券 新株予約権の行使により発行され、又は移転される株式に係る剰余金の配当等の内容
(以下略)

○会社法

(異なる種類の株式)

第108条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第9号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

- 一 剰余金の配当
- 二 残余財産の分配
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項
- 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
- 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。
- 八 株主総会(取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社(第478条第8項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。))にあつては株主総会又は清算人会)において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの
- 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第9号及び第112条第1項において同じ。)又は監査役を選任すること。

(以下略)

○開示ガイドライン

(数種の株式)

2ー6 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第10条の2第1項第9号に定める事項が同一でないことに留意する。

- ◆ 特定証券情報・発行者情報は、6つの有価証券の種類ごとに作成
- ◆ 「様式」及び「記載上の注意」で構成
- ◆ 国内有価証券は新規則に、外国有価証券は外証規則に規定
- ◆ 店頭有価証券と外国株券等については、様式に表などを記載。それ以外は、発行者(運用会社)が有価証券届出書等の作成経験を有しており、記載方法について画一的な表形式などにする事でかえって実務の支障となることが考えられるため記載事項のみを掲載している。

1. 新規則に規定する国内有価証券に係る特定証券情報・発行者情報の様式

種類	有価証券	様式
特定証券情報	店頭有価証券	様式1
	投資信託受益証券	様式2
	投資証券等	様式3
発行者情報	店頭有価証券	様式4
	投資信託受益証券	様式5
	投資証券等	様式6

2. 外証規則に規定する外国有価証券に係る特定証券情報・発行者情報の様式

種類	有価証券	様式
特定証券情報	外国株券等	様式1
	外国投資信託受益証券	様式2
	外国投資証券等	様式3
発行者情報	外国株券等	様式4
	外国投資信託受益証券	様式5
	外国投資証券等	様式6

様式の構成(店頭有価証券の特定証券情報)

国内店頭有価証券

		記載項目	備考
証券情報	有価証券の概要	新規発行株式の概要、取得勧誘の方法・条件(発行数、発行価額等)	TOKYO PRO Marketにおける特定証券情報参考 (資金使途については一部簡略化)
	資金使途	新規発行による手取金の使途 事業等のリスク	
企業情報	財務情報 (計算書類)	貸借対照表、損益計算書、個別注記表、付属明細表	会社法上の計算書類
	非財務情報	企業の概況、事業の状況、株式等の状況、役員の状況、コーポレートガバナンスの状況、主な株主の状況	会社法上の事業報告

外国株券等

		記載項目	備考
証券情報	有価証券の概要	新規発行株式の概要、取得勧誘の方法・条件(発行数、発行価額等)	TOKYO PRO Marketにおける特定証券情報参考 (資金使途については一部簡略化)
	資金使途	新規発行による手取金の使途 事業等のリスク	
企業情報	財務情報 (計算書類)	貸借対照表、損益計算書、個別注記表、付属明細表	我が国会社法上の計算書類を参考
	非財務情報	企業の概況、事業の状況、株式等の状況、役員の状況、コーポレートガバナンスの状況、主な株主の状況	我が国会社法上の事業報告を参考
	本国における 法制等の概要	発行者の属する国等における会社制度の概要、外国為替管理制度、課税上の扱い	TOKYO PRO Marketにおける特定証券情報参考

様式の構成(店頭有価証券の発行者情報)

国内店頭有価証券

		記載項目	備考
企業 情報	財務情報 (計算書類)	貸借対照表、損益計算書、個別注記表、付属明細表	会社法上の計算書類
	非財務情報	企業の概況、事業の状況、株式等の状況、役員の状況、コーポレートガバナンスの状況、主な株主の状況	会社法上の事業報告

外国株券等

		記載項目	備考
企業 情報	財務情報 (計算書類)	貸借対照表、損益計算書、個別注記表、付属明細表	我が国会社法上の計算書類を参考
	非財務情報	企業の概況、事業の状況、株式等の状況、役員の状況、コーポレートガバナンスの状況、主な株主の状況	我が国会社法上の事業報告を参考
	本国における 法制等の概要	発行者の属する国等における会社制度の概要、外国為替管理制度、課税上の扱い	TOKYO PRO Marketにおける特定証券 情報参考

様式の構成(投資信託受益証券の特定証券情報)

国内投資信託受益証券

	記載項目	備考
証券情報	有価証券の内容、発行に係る状況(発行数、発行価額等)、手続きに係る事項(払込期日、申込期間等)	有価証券届出書を参考
ファンド情報	ファンドの状況(ファンドの性格、仕組み等)、投資方針、投資リスク、手数料及び税金(申込手数料、解約手数料)、運用状況(投資状況、投資資産、運用実績等)、管理及び運営(申込・解約手続き、資産管理等)、ファンドの経理状況(BS、PL等)、ファンドの現況(純資産額計算書)	
委託会社等の概況	委託会社の営業概況、委託会社の経理状況(BS、PL等)、その他の関係法人の概況	

※ファンド情報において、投資信託約款に記載のある項目については、当該書面の添付に代えられることとする。

外国投資信託受益証券

	記載項目	備考
証券情報	有価証券の内容、発行に係る状況(発行数、発行価額等)、手続きに係る事項(払込期日、申込期間等)	有価証券届出書を参考
ファンド情報	ファンドの状況(ファンドの性格、仕組み、 <u>本国における開示制度の概要等</u>)、投資方針、投資リスク、手数料及び税金(申込手数料、解約手数料)、運用状況(投資状況、投資資産、運用実績等)、管理及び運営(申込・解約手続き、資産管理、 <u>為替管理上の取扱い、裁判管轄等</u>)、ファンドの経理状況(BS、PL等)、ファンドの現況(純資産額計算書)	
特別情報	管理会社の概況(営業概況、管理会社の経理状況(BS、PL))、その他関係法人の概況(関係業務の概要、資本関係等)、投資信託制度の概要	

様式の構成(投資信託受益証券の発行者情報)

国内投資信託受益証券

	記載項目	備考
ファンド 情報	運用報告の記載項目(投信の仕組み、運用実績、信託財産の構成等の24項目)	運用報告書を参考
委託会社等の概況	委託会社の営業概況、委託会社の経理状況(BS、PL等)、その他の関係法人の概況	有価証券報告書を参考

外国投資信託受益証券

	記載項目	備考
ファンド 情報	運用報告の記載項目(投信の仕組み、運用実績、信託財産の構成等の24項目)	運用報告書を参考
特別情報	管理会社の概況(営業概況、管理会社の経理状況(BS、PL等)、その他関係法人の概況(関係業務の概要、資本関係等)、投資信託制度の概要	有価証券報告書を参考

様式の構成(投資証券等の特定証券情報)

国内投資証券等

	記載項目	備考
証券情報	有価証券の内容、発行に係る状況(発行数、発行価額等)、手続きに係る事項(払込期日、申込期間等)	有価証券届出書を参考
ファンド情報	ファンドの状況(投資法人の概況、投資方針、投資リスク等)、財務ハイライト情報(BS、PL、CF計算書等)、証券事務の概要	
投資法人の詳細情報	投資法人の追加情報(沿革、役員の状況等)、手続き(申込、買戻し)、資産の管理及び運営、投資主等の権利、関係法人の状況(資産運用会社等)、投資法人の経理状況(BS、PL、CF計算書、純資産額計算書等)	

外国投資証券等

	記載項目	備考
証券情報	有価証券の内容、発行に係る状況(発行数、発行価額等)、手続きに係る事項(払込期日、申込期間等)	有価証券届出書を参考
ファンド情報	ファンドの状況(投資法人の概況、投資方針、投資リスク等)、財務ハイライト情報(BS、PL、CF計算書等)、証券事務の概要	
外国投資法人の詳細情報	投資法人の追加情報(沿革、役員の状況等)、手続き(申込、買戻し)、資産の管理及び運営、投資主等の権利(為替管理上の取扱、裁判管轄等)、関係法人の状況(資産運用会社等)、投資法人の経理状況(BS、PL、CF計算書、純資産額計算書等)	
特別情報	投資法人制度の概要	

様式の構成(投資証券等の発行者情報)

国内投資証券等

	記載項目	備考
ファンド情報	ファンドの状況(投資法人の概況、投資方針、投資リスク等)、財務ハイライト情報(BS、PL、CF計算書等)、証券事務の概要	有価証券報告書を参考
投資法人の詳細情報	投資法人の追加情報(沿革、役員の状況等)、手続き(申込、買戻し)、資産の管理及び運営、投資主等の権利、関係法人の状況(資産運用会社等)、投資法人の経理状況(BS、PL、CF計算書、純資産額計算書等)	

外国投資証券等

	記載項目	備考
ファンド情報	ファンドの状況(投資法人の概況、投資方針、投資リスク等)、財務ハイライト情報(BS、PL、CF計算書等)、証券事務の概要	有価証券報告書を参考
投資法人の詳細情報	投資法人の追加情報(沿革、役員の状況等)、手続き(申込、買戻し)、資産の管理及び運営、投資主等の権利(為替管理上の取扱、裁判管轄等)、関係法人の状況(資産運用会社等)、投資法人の経理状況(BS、PL、CF計算書、純資産額計算書等)	
特別情報	投資法人制度の概要	

○非上場・私募WGの検討スケジュール（予定）

回	日 程	議 案
第15回	7月30日（金）	○ 非上場株式取引制度の改善案 （事務局説明・フリーディスカッション）
第16回	9月22日（水）	○ 検討事項に関する論点整理 ○ 規則改正の骨子案
第17回	10月13日（水）	○ 規則改正案等の検討
第18回	11月2日（火）	○ 規則改正案等の検討
第19回	11月19日（金）	○ 規則改正案等の取りまとめ

➡ 12月に規則改正案のパブコメ募集開始（予定）